

2021年6月14日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）

会長 園山満也

分散登校時の報酬単価に関する要望書

日頃より、障害児施策の拡充にご尽力くださり、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う学校の一斉休校措置等に対して、厚生労働省（以下「厚労省」という。）からは、放課後等デイサービス（以下「放課後等デイ」という。）に対する支援策が出されてきました。しかし、その後の感染状況や学校の再開状況に変化が出てきたことから、いくつかの支援策は廃止され、現在に至っています。

もともと、現状をみても、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令されており、分散登校や一斉休校を行っているところがあります。このような状況にあっても、放課後等デイ事業所は、万全の体制をとって活動・支援を行っていますが、支援策がないために困難に直面している事業所もあります。このことから、以下、要望をいたします。

1、分散登校時の報酬単価は、学校休業日単価を適用してください。

厚労省は、一度目の緊急事態宣言時において、学校が一部を休業とする分散登校を実施した場合には、学校休業日単価を適用することとする事務連絡を発出していました。しかし、それらの事務連絡は、令和3年（2021年）1月7日付け厚労省事務連絡によって廃止されました。この廃止措置によって、ある地域の事業所は、三度目の緊急事態宣言に伴い分散登校がなされ、午前中から子どもを受け入れたにもかかわらず、行政から平日単価で請求をするよう求められています。「分散登校によって、事業所の負担は増えているのに、事務連絡が廃止になっているという理由での学校休業日単価の算定が不可とされるのは納得がいきません。」という切実な声が届いています。

廃止された事務連絡の内容と同様に、今後、分散登校が実施された際にも、学校休業日単価を適用できる策を講じてください

2、分散登校に対応した事業所に対して、平日単価と休業日単価との差額をさかのぼって請求できるようにしてください。

現在実施されている緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の適用地域における分散登校について、学校休業日単価が適用される策が講じられた場合には、分散登校についての厚労省事務連絡が廃止された以降、分散登校時に平日単価の請求を余儀なくされた事業所に対しては、平日単価と学校休業日単価の差額をさかのぼって請求できるようにしてください。

以上